

論文

「佐渡の金山」朝鮮人展示に関する評価

西岡 力（麗澤大学特任教授）

1 世界遺産登録に向けた日韓協議

令和6年7月27日、「佐渡の金山」がユネスコ世界遺産に登録された。韓国も賛成した。佐渡市、新潟県の関係者の長期間の努力、岸田政権がユネスコへの申請を決めて作った政府タクス・フォースの尽力に敬意を表したい。

登録の対象となったのは、手掘りの独自技術で大量の金を採掘していた江戸時代以前の金山施設だ。明治以降の施設は西欧の技術が導入されているため、産業遺産としての価値は低いので対象から外されていた。ところが、令和4年の申請決定時に韓国の文在寅政権が、佐渡金山は朝鮮人「強制労働被害の現場」だとして、登録に反対した。

令和6年6月にユネスコの諮問機関イコモスは、採掘が行われたすべての時期を通じた資産に関する歴史の説明や展示戦略を策定し、施設や設備などを整えるよう求めた。いわゆる「フルヒストリー」の展示だ。韓国の働きかけが効果を上げた結果だ。尹錫悦政権は日韓関係が改善したことを受け、登録反対という方針を下ろし、朝鮮人強制労働を含む「フルヒストリー」の展示を求めている。ユネスコの世界遺産委員会には現在、韓国が委員として入っている。

日韓両国政府は、水面下で協議を続けた。日本は「強制労働」はなかったという立場を貫いた。当時の国際法の基準であるILO条約では、戦時労働動員は強制労働に含まれないと規定されており（註1）、令和3年4月、菅義偉内閣は『募集』『官斡旋』及び『徴用』による労務については、いずれも同条約上の『強制労働』には該当していないものと考えており、これらを『強制労働』と表現することは、適切ではない」という閣議決定をしている（註2）。

一方、韓国は「強制労働被害の現場」（令和3年12月韓国外務省コメント）（註3）だったことを展示せよ、などと迫ったようだ。

最終的に、①佐渡市の相川郷土博物館で「朝鮮半島出身者を含む鉱山労働者の暮らし」に関する展示を行う、②毎年、朝鮮人を含む全ての労働者の追悼行事を現地で行う、③登録時の日本政府ステートメントで、過去の世界遺産決議に関連する「自らのコミットメントに留意し…朝鮮人労働者を誠実に記憶にとどめつつ…韓国と緊密に協議しながら『佐渡島の金山』の全体の歴史を包括的に扱う説明・展示戦略及び施設を強化すべく引き続き努力していく」と述べることで、折り合った。

なお、平成27年の明治の産業遺産登録に際して日本代表は「意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた（フォース・トゥ・ワーク）」と述べたが、韓国はそれを「強制労働を認めた」と解釈している。だから、韓国は今回、過去のステートメントを留意すると日本が言及することを求めた。日本は合法的な徴用について言及しただけで、

強制労働は認めていないという従来の解釈を変えないまま、韓国の求めに応じ、今後も展示について韓国との協議を行うと約束した。玉虫色の外交決着だと言える。

日本政府ステートメント全文を、ここに引用する。

ユネスコ第46回世界遺産委員会における「佐渡島の金山」の審議に際する 日本政府代表ステートメント（和文）

議長、日本政府を代表し、発言を行う機会を頂き感謝申し上げます。「佐渡島の金山」は、世界の他の地域において機械化が進んだ19世紀半ばまでの間に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例であり、顕著な普遍的価値を有するものとして世界遺産として登録されたことを光栄に思う。イコモスから示された3つの勧告については、日本政府としてこれら全てに対し、対応を完全に完了した。

日本は、世界遺産委員会決議の勧告e)に関し、朝鮮半島出身労働者を含め、「佐渡島の金山」の全体の歴史を包括的に扱う説明・展示戦略及び施設を策定すべく、韓国と緊密に対話してきた。

日本は、全ての世界遺産委員会関連決議及び同決議に関連する自らのコミットメントに留意し、また、「佐渡島の金山」における全ての労働者、特に朝鮮半島出身労働者を誠実に記憶に留めつつ、決議の勧告を忠実かつ完全に履行し、韓国と緊密に協議しながら「佐渡島の金山」の全体の歴史を包括的に扱う説明・展示戦略及び施設を強化すべく引き続き努力していく。

日本は、そのようなコミットメント及び「佐渡島の金山」に関する韓国との見解の相違を友好的に解決する意欲を示すことを目的として、全ての労働者の過酷な労働環境を説明し、その労苦を記憶に留めるため、現地の説明・展示施設において、全ての労働者に関する新たな展示物を既に展示した。

「佐渡島の金山」における全ての労働者のための追悼行事も、毎年、現地において執り行われる予定である。

この機会に、佐渡の現地施設において展示されている要素の一部を簡潔に紹介したい：

- 戦時中、国家総動員法、国民徴用令及び他の関連措置が朝鮮半島にも導入された。初めに「募集」が、次に「官斡旋」が、日本が設置した朝鮮半島における行政機関である朝鮮総督府の関与の下実施された。1944年9月以降は、「徴用」が労働者に業務を義務付け、違反に対しては懲役又は罰金が科された。

- また、展示部屋には、朝鮮半島出身の労働者は、削岩、支柱、運搬といった危険な坑内作業に従事する者の割合が高かったことを示すデータもある。さらに、労働条件をめぐる行われた労働争議に関する記録、食糧不足に関する記録、死亡事故に関する記録も残されている。朝鮮半島出身者について、ある1か月の平均稼働日数は28日であったことを示す記録があるほか、朝鮮半島出身労働者の中には逃走したり収監されたりした者がいたことを示す記録もある。

議長、委員国の皆様、

日本政府は、修正決議案を提出してくださったブルガリアを含む世界遺産委員会の全ての委員国、ユネスコ事務局及びイコモスの関係者が、本件遺産の顕著な普遍的価値への理解に基づき世界遺産登録に向け協力してくださったことに対し深く感謝申し上げます。

2 相川郷土博物館の展示

問題は相川郷土博物館での展示が、歴史的事実を曲げているかどうかだ。日本代表は上記のステートメントで、展示に関して「韓国との見解の相違を友好的に解決する意欲を示すことを目的として、全ての労働者の過酷な労働環境を説明し、その労苦を記憶に留めるため」のものだと説明した。歴史認識の違いを解決するという外交上の課題が強調されると、事実を正しく伝えることがおろそかになりかねない。一方、「全ての労働者の過酷な労働環境」と書いて、当時、日本人労働者も同じように過酷な労働環境で働いていたという歴史的事実に合致した表現を使っている点は評価できる。

この間、私をはじめとする歴史認識問題研究会は、1次史料に基づく研究の成果として、佐渡金山では朝鮮人の強制連行、強制労働はなかったという見解を主張してきた。私は登録直後に博物館の展示の内容を入手して検討し、また、長谷亮介研究員を博物館に派遣して、現地で展示を調査した。

その検討の結果、この展示は誤解を与えやすい表現が外交上の配慮の結果かなり入ったが、ギリギリ事実をまげてはいない、と見る。詳しく見ていこう。

博物館には佐渡金山に関する様々な展示があるが、その中で「朝鮮半島出身者を含む鉱山労働者の暮らし」コーナーがあり、合計10枚のパネルと、額に入った岸田文雄首相の発言（註4）、当時使われていた弁当箱と徳利、当時の写真3枚（註5）が展示された。これが朝鮮人労働者に関する展示だ。以下に掲載する写真は、すべて長谷亮介歴史研究員が撮影したものだ。

コーナーのタイトルが「朝鮮半島出身者を含む鉱山労働者の暮らし」とされている点にまず注目したい。戦時動員期間にも佐渡金山では日本人と朝鮮人が一緒に働いていたという事実を前提に、その両者の暮らしを展示するという意図が読み取れるからだ。



10枚のパネルのうち6枚は、日本語と英語の説明パネルだった。残り4枚は佐渡鉱業所が作った4つの一次史料「佐渡鉱業所 半島労務管理ニ付テ」、「半島人労務者ニ関スル調査報告」（社団法人日本鉱山協会 1940年）、「煙草配給台帳」「特高月報」の写真だった。こちらは、史料そのものの写真が展示されているだけで、説明はつけられていない。また、英訳もつけられていない。

説明パネルは「朝鮮半島出身者を含む労働者の出身地」「相川の鉱山労働者の暮らし」「朝鮮半島出身者を含む労働者の戦時中の過酷な労働環境」というタイトルで、日本語版3枚とその英語訳3枚だ。

パネルの文章は、佐渡市が運営する博物館側が作成したものと思われるが、日韓政府間の協議が反映されていることは間違いない。言い換えるならば、博物館を運営している佐渡市、その背後にいる日本政府が佐渡鉱山における朝鮮人労働者の姿を、どのように認識しているかを示すのが、説明パネルだと言える。そして、韓国との水面下の交渉で、日本側が事実を曲げない範囲の中で、どこまで相手の要求を受け入れたのが、このパネルから分かる。

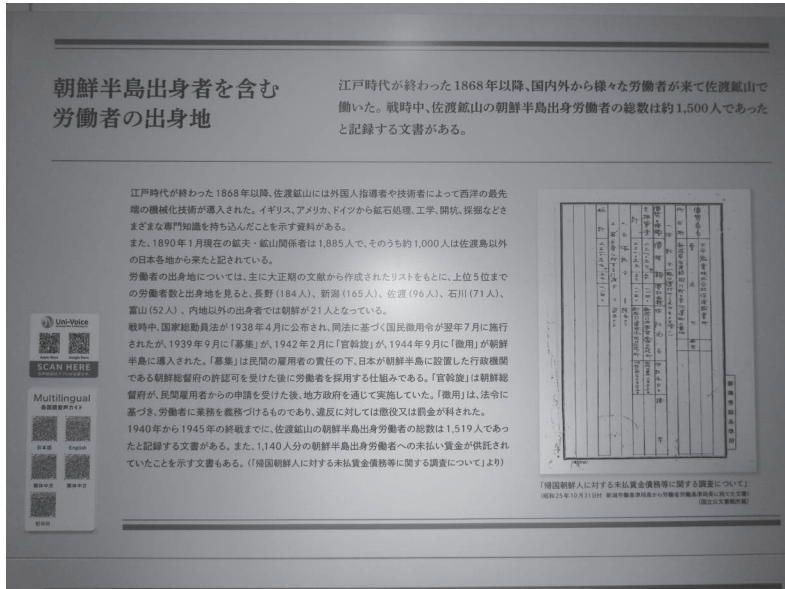


3 説明パネル1「朝鮮半島出身者を含む労働者の出身地」

まず、1枚目の「朝鮮半島出身者を含む労働者の出身地」パネルを検討しよう。写真（次頁）では文字が見にくいので、説明文をここに掲載する（以下同）。

〈江戸時代が終わった1868年以降、佐渡鉱山には外国人指導者や技術者によって西洋の最先端の機械化技術が導入された。イギリス、アメリカ、ドイツから鉱石処理、工学、開坑、採掘などさまざまな専門知識を持ち込んだことを示す資料がある。

また、1890年1月現在の鉱夫・鉱山関係者は1,885人で、そのうち約1,000人は佐渡島以外の日本各地から来たと記されている。



労働者の出身地については、主に大正期の文献から作成されたリストをもとに、上位5位までの労働者数と出身地を見ると、長野(184人)、新潟(165人)、佐渡(96人)、石川(71人)、富山(52人)、本州以外の出身者では朝鮮が21人となっている。

戦時中、国家総動員法が1938年4月に公布され、同法に基づく国民徴用令が翌年7月に施行されたが、1939年9月に「募集」が、1942年2月に「官斡旋」が、1944年9月に「徴用」が朝鮮半島に導入された。「募集」は民間の雇用者の責任の下、日本が朝鮮半島に設置した行政機関である朝鮮総督府の許認可を受けた後に労働者を採用する仕組みである。「官斡旋」は朝鮮総督府が、民間雇用者からの申請を受けた後、地方政府を通じて実施していた。「徴用」は、法令に基づき、労働者に業務を義務づけるものであり、違反に対しては懲役又は罰金が科された。

1940年から1945年の終戦までに、佐渡鉱山の朝鮮半島出身労働者の総数は1,519人であったと記録する文書がある。また、1,140人分の朝鮮半島出身労働者への未払い賃金が供託されていたことを示す文書もある。(「帰国朝鮮人に対する未払賃金債務等に関する調査について」より)

ここでは労働者の出身地について、歴史的な変遷を振り返っている。

第1段落では「江戸時代が終わった1868年以降」の鉱山全体の状況について記し、第2段落では「1890年1月現在」の鉱夫・鉱山関係者、これは全て日本人だと思われるが、の出身地、第3段落では「大正期」の労働者、やはり日本人、の出身地が記されている。

第4段落で1939年からの朝鮮人戦時動員の経過について、事実を淡々と記している。ここで「強制連行」「強制定員」などという言葉は使われていない。そのことは、評価できる。

第5段落で「佐渡鉱山の朝鮮半島出身労働者」について記している。ここで、「1,140人分の朝鮮半島出身労働者への未払い賃金が供託されていたこと」についても典拠史料を示して記述し、その史料の写真をパネルに載せた。やはり事実に基づく記述だ。

供託されていた未払い賃金は、総額で23万1059円59銭だった。どの人にいくら未払い

賃金があったかに関する史料は見つかっていない。単純に一人当たりで割ると、202円68銭になる。佐渡鉱山で働いた朝鮮人労働者の平均賃金は約80円程度だったから、3ヶ月分の給与に少し足りない金額だ。退職金なども含まれていた可能性が高いので、終戦の混乱の中で払うことができなかった金額や、契約途中で逃亡した者が残っていた賃金などと考えると説明が付く。

通常、2年が契約期間だから、平均で3ヶ月分未満しか未払い賃金になかったということは、20ヶ月分以上の賃金はきちんと払われていたことになる。無賃金、ごく少額賃金で奴隷のように働かされたという一部の言説とは合致しない史料であり、それをきちんと写真でしめしたことは評価できるが、そのような説明がない点は、「強制労働」を主張する韓国側に配慮した結果だろう。

4 説明パネル2「相川の鉱山労働者の暮らし」

次に、2枚目の「相川の鉱山労働者の暮らし」パネルを見よう。



〈相川の鉱山労働者の暮らしを説明するいくつかの文書がある。〉

戦後、相川の煙草店で発見された煙草配給台帳には、第一相愛寮、第三相愛寮と第四相愛寮に暮らしていた朝鮮半島出身労働者の名簿があり、これらの労働者に煙草の配給があったことがわかる。1945年6月20日の記録によれば、第三相愛寮に住んでいた7名が逃走し、3名が刑務所に入れられたことがわかる。（「煙草配給台帳」より）

また、鉱山労働者に食事を提供していた共同炊事場の跡地も残っている。〉

ここでは1次史料である「煙草配給台帳」が写真入りで取り上げられている。「1945年

6月20日の記録によれば、第三相愛寮に住んでいた7名が逃走し、3名が刑務所に入れられたことがうかがわれる。（「煙草配給台帳」より）」という説明がある。これは事実だ。ただ、この時期は徴用による動員が行われていたので、法的な強制力があり、逃亡者は捕まれば刑務所に入れられることもあった。そのような、背景説明がない。

一方「労働者に煙草の配給があった」と記されている。長谷亮介研究員によれば、当時煙草は庶民が買うのが困難なものだった。「1944年9月14日付の『新潟日報』では、煙草店は一日に販売時間を2～3回に区切っており、いつ販売するかも告知しないことから煙草の購入が不便になっている、と報じている。同年10月23日付の『新潟日報』では、煙草を購入するために開店の30分～1時間前にはお店の前に行列ができ、時間的な余裕がない独身者は、煙草を買いたくても買えない状況になっていると解説している。また、煙草店は午前で購入した者は午後には購入しないよう注意していることも報じられている。日本の庶民が買いたくても買えない煙草を、朝鮮人労働者は毎回配給されていたのである。これだけでも、当時の朝鮮人の厚遇が窺い知れる。」（長谷亮介「佐渡金山は朝鮮人「強制連行」・「強制労働」の現場ではない」『歴史認識問題研究』第12号）

また、同じく長谷によれば、煙草配給台帳によって、契約満期で朝鮮へ帰った労働者の名簿が複数確認できる（同上）。したがって、煙草配給台帳は契約終了後も強制的に労働を続けさせたとする「強制労働」説は正しくないことを示す貴重な史料だ。そのことも説明されていない。

5 説明パネル3「朝鮮半島出身者を含む労働者の戦時中の過酷な労働環境」

最後に、3枚目の「朝鮮半島出身者を含む労働者の戦時中の過酷な労働環境」パネルを見よう。

朝鮮半島出身者を含む労働者の戦時中の過酷な労働環境

佐渡金山で働いた朝鮮半島出身労働者は、削岩、支柱、運搬などの危険な坑内作業に従事した者の割合が高かったことを示す記録が残されている。また、労働条件を巡って行われた労働争議に関する記録や死亡事故の記録が残されている。

佐渡金山が当時作成した資料によれば、朝鮮半島出身の労働者は、内地出身者に比べ、「削岩」(爆破用に使った火薬をつめるための削岩機で削削や鉱原に孔をあける作業)、「支柱」(坑内で崩落や落石の危険性がある場所に安全対策として木を組んで補強する作業)、「運搬」(採掘した鉱石を人力で運ぶ作業)といった危険な坑内作業に従事する者の割合が高かったことがわかる。(右表参照)

労働条件については、朝鮮半島出身者について、ある1か月の平均稼働日数は28日であったとの記録がある。(「半島人労働者二箇スル調査報告」より)

移入当時は1人1日米一升程度を普通としていたが徐々に量を減らし、特に配給米の実施後は盛切り飯とし、配給米が特に不足する場合は甘藷、大根、乾菜等の遺食で間に合わせたとされる。

1940年2月に待遇改善を求める朝鮮半島出身労働者による労働争議が起こったとの記録が残っている。(「特高月報(昭和15年3月分)」より)

1941年12月20日、朝鮮半島出身坑夫1名ほか2名が坑内梯子架設作業中に従事中通って岩石間より滑り落ち頭蓋骨の粉碎等により死亡したとの記録がある。(「特高月報(昭和17年1月分)」より)

職種	内地出身	朝鮮半島出身
削岩	27	123
支柱	39	56
運搬	80	294
内運転	19	8
外運搬	17	49
工作	23	3
整地	46	21
製鉱	85	19
雑夫	52	11
その他	321	11
合計	709	584

職種・出身別労働者数(1943年3月現在)
 出典)佐渡金山 半島労働者(1941年) 日本朝鮮人労働者(1942年) 第12号(1942年)

〈佐渡鉱山が当時作成した資料によれば、朝鮮半島出身の労働者は、内地出身者に比べ、「削岩」(発破用に使う火薬をつめるため削岩機で岩盤や鉱脈に孔をあける作業)、「支柱」(坑内で崩落や落石の危険性がある場所に安全対策として木を組んで補強する作業)、「運搬」(採掘した鉱石を人力で運ぶ作業)といった危険な坑内作業に従事する者の割合が高かったことがわかる(右図参照)。

労働条件については、朝鮮半島出身者について、ある1か月の平均稼働日数は28日であったとの記録がある。(「半島人労務者に関する調査報告」より)

移入当時は1人1日米一升程度を普通としていたが徐々に量を減らし、特に配給米の実施後は盛切り飯とし、配給米が特に不足する場合は甘藷、大根、乾麺等の混食で間に合わせたとされる。

1940年2月に待遇改善を求める朝鮮半島出身労働者による労働争議が起こったとの記録が残っている。(「特高月報(昭和15年3月分)」より)

1941年12月20日、朝鮮半島出身坑夫1名ほか2名が坑内梯子架設作業所に従事中過って岩石面より滑り落ち頭蓋骨の粉碎等により死亡したとの記録がある。(「特高月報(昭和17年1月分)」より)〉

タイトルでは「朝鮮半島出身者を含む労働者」とされているが、記述はすべて朝鮮人労働者に関するものだ。戦時中の過酷な環境は、基本的に日本人労働者も同じだったのだが、そのことが説明されていない。

「佐渡鉱山で働いた朝鮮半島出身労働者は、削岩、支柱、運搬などの危険な坑内作業に従事した者の割合が高かったことを示す記録が残されている」として、1943年5月末の数字が表で示されている。この数字は歴史的事実だ。ただし、構内作業をしていた内地の若い男性の多くが、徴兵でいなくなっていたという説明がない。その結果、意図的に朝鮮人に危険な作業をさせたという誤解を招く危険がある。

「労働条件については、朝鮮半島出身者について、ある1か月の平均稼働日数は28日であったとの記録がある。(「半島人労務者に関する調査報告」より)」という説明がある。平均稼働28日という数字は、佐渡鉱業所が作った「半島人労務者に関する調査報告」の72頁「平均一ヶ月の実収入(七月分)」という項で「最高一〇六・八四(稼働二十九日間) 最低九・一八(稼働四日間) 平均六六・七七(同二十八日間)」という記述から、平均稼働日数だけを抜いたものだ。出来高制賃金であったので、稼働が増えれば賃金は上がるという背景まで説明すると、より理解が深まったはずだ。

そしてこの項のすぐ前に、「賃金の決め方 内地人労務者同様年齢経歴等を考慮し、業務の種類及難易に依り、豫め決定せる請負単価に依り其稼高に應じ支給す。」と記されている部分もいっしょに紹介すれば、実態がより正しく理解できたはずだ。

ただし、「半島人労務者に関する調査報告」は、全文が一次史料の写真パネルで展示されている。だから、該当箇所も展示されている。

それを読めば、実態は理解できる。

説明の真ん中辺りに、食事に関して次第に質量共に悪化したとする、次の記述がある。

「移入当時は1人1日米一升程度を普通としていたが徐々に量を減らし、特に配給米の実施後は盛切り飯とし、配給米が特に不足する場合は甘藷、大根、乾麺等の混食で間に合

わせたとされる」

これは事実だが、朝鮮人だけ食事が悪化したのではなく、日本人も同様だった。そして、事業所は食事の悪化に対する対策として、豚を飼ったり農場を作ったりしていたことも史料から明らかになっている。それらの説明がないので、「朝鮮半島出身者を含む労働者」全体に関する説明になっていない。

特高月報の記述を使って、朝鮮人労働者の争議があったこと、朝鮮人労働者が事故で死亡したことについて、パネルに記述している。

前掲長谷論文によれば、争議の原因は「朝鮮半島で説明してもらった条件と実際の待遇が異なっていたこと」だが、警察は佐渡鉱業所に朝鮮人の待遇改善を求めたこと、「佐渡鉱業所側と警察側が一切暴力行為を行わず、それどころか穏便な説得で済ませようとした」ことなどが、特高月報の記述から分かる。その写真も展示されている。

また、死亡事故は確かにあった。佐渡金山は固い岩盤でできていて、落盤事故はほぼ起きない。事故で死亡した朝鮮人労働者が1943年5月まで10人いたが、当然のことだが丁重にとむらい、遺骨は家族の元に届けている。「勤続三ヶ月以上二及びタル時ハ団体生命保険ニ加入セシメ各人在籍中ノ保険料ハ一切会社負担シ万一不幸アリタル場合保険金三百円ヲ増呈ス」（佐渡鉱業所「半島労務管理ニ付テ」）とされており、死亡した場合、保険金が支払われた。その写真も展示されている。

以上検討したように、3枚の説明パネルは史料に基づく事実が書かれている。強制連行、強制労働という言葉も使っていない。その点は評価できる。一方、未払い賃金があった、逃亡者が捕まって刑務所に入れられた、危険な抗内工が多かった、食事が悪化した、争議があった、死亡事故があったという記述が並んでいて、その背景の説明がないため、強制連行、強制労働を信じている人は、その先入観が一見満足されるようになっている。これが外交的に妥協した部分だろう。韓国が反対すると、世界遺産登録ができない可能性がある中での、ギリギリの交渉の結果だろうと推定できる。

そして、説明パネルだけでなく22枚の一次史料写真パネルも展示されている。それを丁寧に読めば、強制連行、強制労働は事実ではないことが理解できるはずだ。

その意味で展示は、1次史料の記述を紹介し、解釈は見る人に任せるという姿勢をなんとか保っている。その点で、ギリギリ土俵を踏み越えてはいない。

これからは、佐渡金山を含む全ての朝鮮人戦時動員では強制連行、強制労働はなかったという歴史的事実を広報していく活動を、官民が協力して行っていくべきだ。

註

- 1 西岡力『増補新版 でっちあげの徴用工問題』（草思社、2022年）261～267頁
- 2 同上255～261頁
- 3 2021年12月28日に韓国外務省が出したコメントは次の通り。「強制労働の現場である佐渡鉱山を世界遺産として、登録を目指すことに対して、非常に嘆かわしく、これを直ちに撤回することを求める」
- 4 額の中に次のような記述がある。
日韓首脳共同記者会見における岸田文雄内閣総理大臣の冒頭発言

（抜粋）

2023年5月7日、
ソウル

「私自身、当時、厳しい環境のもとで多数の方々が大変苦しい、そして悲しい思いをされたことに心が痛む思いです。日韓間には様々な歴史や経緯がありますが、困難な時期を乗り越えてきた先人たちの努力を引き継ぎ、未来に向けて尹大統領を始め、韓国側と協力していくことが、日本の総理としての私の責務であると考えております」

- 5 佐渡砒業所の後身であるゴールデン佐渡が所有する、作業前の準備体操、殉職者慰霊祭、大浴場（高任地区）の写真